

# 会 議 録

件名	第1回（仮称）「学校の在り方」下館北中学校区保護者協議会について		
日時	令和元年9月25日（水） 午後7時から9時10分	記録者	職名 学務課 係長
場所	下館北中学校 集会室		氏名 市村 治
区分	会議 来訪 電話 その他（ ）		電話 28-0181
相手方	保護者委員 17名 オブザーバー 5名 下館北中学校 大久保校長先生 傍聴者 1名	出席者	小野塚部長、古幡次長 飯山課長、大木係長、報告者 萩野谷指導課長、樋山指導主事

○報告事項

- (1) これまでの経過等について  
→ (質問なし)

○協議事項

- (1) 会長、副会長の互選について  
⇒ (異議なし、可決)

- (2) 協議会規約（案）について  
⇒ (質問なし、原案可決)

- (3) 検討事項について、及び(4) 今後の進め方について

・スクールバスについては部会を設置するとの説明だが、該当者が誰で、バス利用の料金やバス停のたたき台は事務局で用意してくれるのか？また、バスを利用できない人に対する説明も必要だと思うが。【委員】

→ (一旦保留した後) 事務局で用意する。利用できる、できないを決める前の候補者に対して説明する。【教育委員会】

・例えば、何年後かの統合が決まったとしたら、今小学生の保護者なら誰も北中学校に入学させたくないと思う。部活動を理由とした指定校の変更が認められるなら、統合を理由とした指定校の変更が認められないのはおかしい。【委員】

→ (Q&Aの配付) 将来の統合を理由にした指定校の変更はできません。生徒数がさらに減少し、学校運営が困難になるためです。【教育委員会】

→ 将来の統合が決まった場合、それ以降は下館中学校に入学させることはできないのか？【委員】

→ Q&Aの6ページにも書いたが、下級生がいない学年ができ、生徒の人間関係でも不適切な学校生活となる。【教育委員会】

・部活動の合同チームが認められるようになったので、部活動を理由とした指定校の変更を認めないようにはどうか？【委員】

→合同チームは部活が存在することが前提なので、今、下館北中にない部活を実際につくることは難しい。【教育委員会】

・そもそも統合しない、という判断をしてもいいのか？ここで決めていいのか？【委員】

→統合しない、という判断をするには、それ相応に腹を決める必要がある。この資料（２）は、検討事項のポイントをあくまで例示しただけだ。【教育委員会】

→資料に統合しない場合の検討事項があるが、統合しない、という意見が多い時はどうするのか？【委員】

→協議会でまとまったご意見であれば、受け止めたいと思う。【教育委員会】

・噂では、３年後の統合がすでに決まっているかのような話を聞いた。噂が一人歩きしている。本当にゼロベースからの話し合いなのか。話し合いが長引けば長引くほど、子供たちは不安になる。変な噂をもみ消すためにも早く決めた方がよい。【委員】

→協議会だより（仮称）を保護者向けに発行し、誤解が生まれないようにしたい。【教育委員会】

・候補者を集めて、スクールバスの部会をつくるというが、対象者は誰になるのか？何年後に統合するかでも該当する人は変わってくるのではないか。事務局では、最短で何年後に統合が可能か、考えているのか？【委員】

→統合の判断の前にスクールバス部会を設置して運行方法を検討する必要があると考えるのは、話が後戻りするリスクをなくすためだ。統合の判断をした後に、スクールバスが出ると聞いていたのに出ないじゃないか、といった保護者からの反対意見がないように、先に解消した方がよいと考えている。ただ、先か後か事務局で判断がつかなかったので、お諮りしている。次回の会議には、部会で何を検討するか、たたき台をお示ししたい。最短で何年後に統合が可能かについては、ここでは明確にお答えできない。【教育委員会】

⇒協議事項（３）検討事項について、おおむね了承するが、次回までにQ&Aに書かれていない疑問点を持ち寄る。

⇒協議事項（４）今後の進め方については、次回事務局のバスの運行方法たたき台をみて、バス部会をどのように設けるのか、先に検討するか、後に検討するか判断する。

#### ○その他

協議会だよりについては、全保護者へのお知らせとして、何をやったかを簡単に書いてその都度、発行する。（委員名は書かない。内容は、会長・副会長に一任する。）

次回開催日は、10月23日（水）午後7時から、下館北中学校2階集会室

ただし、スクールバス部会のたたき台は、完全じゃなくても可とする。